

第1回男女共同参画審議会における意見等について

資料2-2

(※当日回答済みのものを除く)

No	意見の概要	具体的な意見	意見への回答及び計画への反映状況等
1	<p>地域等における普及啓発の促進</p>	<p>◆地域性はあると思うが、周囲の通告も必要。そういうことが恥ずかしいことではないという風習をつくるのが啓蒙活動になる。</p> <p>◆被害を受けても相談をしないという県民の個としての意識と、地域の中の全体的な意識をどう高揚していくか。</p> <p>◆県や市の委員会で審議、討論、意見交換を行っても一人ひとりの個々の家庭の中に染み渡っていかねば意味がない。市町村の取組の推進が一番重要ではないか。 区や地区の会合などにDVのことが取り上げられると良い。印刷物は読まないことも多いため、細かい組織の中に話題が出る機会が必要である。市町村から下に広がるような指導を行っていただきたい。</p> <p>◆男女共同参画については推進委員会が活動を浸透させているので、DVについても各市町村版があっても良いのではないかと思う。</p>	<p>ご意見と同様の考えに立ち、基本目標Ⅰ－重点目標2の項目「県民への周知等」に被害者を発見した場合は配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報するようパンフレットや相談カードの作成により周知するとともに、講演会等においても通報の趣旨等を県民に適切に周知することを記載しています。(P18)</p> <p>ご意見と同様の考えに立ち、基本目標Ⅰ－重点目標1の項目「多様な広報媒体を活用した普及啓発」に、パンフレット、企画展示などにより県民への普及啓発を図ることを記載しているほか、重点目標1の項目「地域における普及啓発の促進」に市町村や地域組織、団体等と連携して普及啓発を行うことを記載しています。(P16-17)</p> <p>ご意見と同様の考えに立ち、基本目標Ⅰ－重点目標1の項目「地域における普及啓発の促進」に、市町村にDV防止に向けた情報提供を行い、普及啓発を積極的に行うよう呼びかけることを記載しています。 また、ご意見を踏まえ、重点目標1の項目「地域における普及啓発の促進」に、<u>市町村等を通じて男女共同参画推進センターの出前講座の活用を図ることを加筆いたしました。</u>(P17)</p> <p>市町村の推進委員会については、各市町村で設置しており、市町村においては男女共同参画の一環として、DVをフォーラムのテーマとして取り上げるなど、男女共同参画推進委員会と連携して普及啓発を行っているところもあります。 ご意見の趣旨につきましては、基本目標Ⅰ－重点目標1の項目「地域における普及啓発の促進」に関する具体的な施策の実施段階において、市町村に普及啓発等の際に、<u>推進委員会の活用も含め取組が行われるよう呼びかけるなど、活かしてまいります。</u>(P17)</p>

No	意見の概要	具体的な意見	意見への回答及び計画への反映状況等
2	民生委員・児童委員等の活用	◆地域の問題として、民生委員などは当面の窓口になると思う。民生委員の方が情報をつかんだときには、どこと連携をしていくということも明確にしておく必要もあるのではないか。	ご意見と同様の考えに立ち、基本目標Ⅰ－重点目標2の項目「地域・住民に身近な機関による見守り」に、民生委員・児童委員にもDVに関する知識や通報の仕組み等について理解いただくため、パンフレットやDV相談カード等の啓発資料を配付するとともに、DVに関する講座や講演会等への参加を働きかけることを記載しています。(P19)
		◆委員になる人は、勉強をして、家庭の中の様子を聞かなくても感じ取るぐらいの人でなければいけないと感じている。 また、各地区でどのような取組を行っているか委員同士で話し合う機会を設けると意識も高くなり、下におろしやすくなるのではないか。	ご意見の趣旨につきましては、基本目標Ⅰ－重点目標2の項目「地域・住民に身近な機関による見守り」に関する具体的な施策の実施段階において、講座、講演会等がさらに充実したものとなるよう男女共同参画推進センターと連携しながら対象や内容を検討していくなど活かしてまいります。(P19)
3	被害の危険度を測れるような体制	◆被害の切迫性を調べるチェックリスト等により、正確な被害の危険度を測れるような体制ができれば良いのではないか。	ご意見を踏まえ、基本目標Ⅰ－重点目標2の項目「警察の対応」に、警察で被害相談を受けた際に、危険性・切迫性の判断の参考に資するため、「危険性判断チェック票」を活用することを加筆いたしました。(P20)
4	若年層への教育・啓発	◆県民意識等から未だ暴力ではないという意識が強い現状があると思う。県民意識の改革、改善が教育機能の中でどのように保たれるかが問題になると思う。	ご意見と同様の考えに立ち、基本目標Ⅰ－重点目標3の項目「人権教育等の実施」に、人権教育や道徳教育の実施等により、暴力の未然防止に向けた教育を実施していくことを記載しています。(P22)
		◆四国などでは中学生にもデートDVの問題がかなりあるとのことなので、若年層への教育が非常に重要だと感じている。	平成25年度には甲斐市の事業として敷島中学校で行われたデートDVに関する講座に県として後援し、配布資料や展示物の提供等を行うなど全面的に支援を行っています。
5	配偶者暴力相談支援センターの名称	◆ネグレクトや生活費を渡さないなど被害者本人が疑問を持つようないわゆるグレーゾーンの相談を受ける際に、配偶者暴力相談支援センターという名称が良いのかどうか。 本人の問題の発見と、気づきを促進させてカウンセリング機能を付けるようなグレーゾーンの人たちに手を差し伸べる機関や窓口があればDVへの理解が進むのではないか。 別のネーミングにするなど、もう少し広い範囲でとらえていただきたいと思う。	本県においては、女性相談所及びびゅうあ総合が「配偶者暴力相談支援センター」として機能していますが、両施設は配偶者からの暴力に関する相談だけではなく、「女性総合相談」としても広く相談を受け付けています。 ご意見と同様の考えに立ち、被害者本人の気づきを促進させ、相談につなげるため、基本目標Ⅰ－重点目標1の項目「配偶者からの暴力防止に向けた啓発・広報の推進」にDVの普及啓発等に関する施策を、基本目標Ⅱ－重点目標4の項目「相談窓口の周知、広報」に相談窓口の周知に関する施策を記載しています。(P23)

No	意見の概要	具体的な意見	意見への回答及び計画への反映状況等
6	相談しやすい体制整備	◆相談しやすくするようなかたちの体制づくりというのは絶対に必要。	ご意見と同様の考えに立ち、基本目標Ⅱ一重点目標4に配偶者暴力相談支援センターによる関係機関への支援など「相談体制の整備」に関する施策を記載しています。(P24) また、基本目標Ⅱ一重点目標5に新たに「外国人、障害者、高齢者への配慮」を位置づけ施策を行うほか、基本目標Ⅱ一重点目標Ⅳの項目「男性も相談しやすい環境整備」に男性の総合相談窓口を設置し、相談を行うなど被害者の状況に配慮した施策を記載しています。(P24、P28)
7	被害者の自立支援	◆DVにより子どもを抱えて離婚されるケースがあるが、この場合親は金銭的に苦しいほか、子どもも心に傷を負っているため、生活するだけで精一杯になってしまふ。親への手厚い支援も必要だと教育現場では感じている。	ご意見と同様の考えに立ち、基本目標Ⅲ一重点目標8に、生活保護等の各種福祉制度の活用、生活全般にわたる情報提供、支援、地域における継続的な支援等を市町村や福祉事務所等関係機関と連携して行うと記載しています。(P34、35) また、重点目標9～10に就業、住居等に関する支援についてもあわせて記載しています。(P36～38)
		◆シェルターで保護されているときに、被害者の経済的な自立を支援できるような方法や力をつけていただくと思われるのではないかと。	ご意見と同様の考えに立ち、基本目標Ⅱ一重点目標6の項目「一時保護機能の充実」に保護の際にも自立支援プログラムの作成や関係機関による会議等の実施により自立に向けた支援を行うことを記載しています。(P31)
8	子どもへの支援	◆子どもについても、子どもの生活から感じる点があれば、関係機関につなげることができたら良いと思う。	ご意見と同様の考えに立ち、基本目標Ⅰ一重点目標2の項目「教育機関の連携・対応」に、学校の教職員に対し、DVの特性、子どもや被害者の立場や配慮すべき事項について周知徹底を図るとともに、教育機関においても情報の共有や関係機関との連携強化に努めていくことを記載しています。(P19)
		◆往々にして暴力をふるう子どもの中にDV被害者の子どもがおり、既に暴力を学習しているため、怒りのはけ口が暴力ということが染みついてしまっている。そのような子どもへのケアが大事だと感じている。	ご意見の趣旨につきましては、基本目標Ⅲ一重点目標11の「児童生徒の精神的なケア」に関する具体的な施策の実施段階において、ご意見を踏まえ、施策を実施されるよう教育委員会に依頼しました。(P39)
		◆虐待や被害者と一緒にDVを受けている子どもについては、非常に自己肯定感が低いため、このような子どもへのケアも必要。施策の方向としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの取組により手厚くしていただいているが、そういう視点での支援が必要だと思う。	

No	意見の概要	具体的な意見	意見への回答及び計画への反映状況等
9	個人情報保護に関する市町村への注意喚起	◆住民票の写し等を交付する際、加害者の手にわたらないよう市町村への注意喚起を行っていただきたい。	ご意見と同様の考えに立ち、基本目標Ⅳ－重点目標12の項目「個人情報保護の徹底の周知」に、市町村における住民基本台帳等の閲覧制限などについて、適切に実施され、情報保護及び管理が図られるよう連絡協議会や研修会等の機会を通じて周知を図ると記載しています。(P41)
10	包括的な解決に向けた連携	◆どのように関係機関につなげ、いかに連携をうまくとっていくのかというあたりが重要。包括的な解決に至るまでの連携という視点を重視していった方が良いと感じた。	ご意見の趣旨につきましては、基本目標Ⅴ－重点目標14の項目「関係機関連絡協議会の開催」に関する具体的な施策の実施段階において構成機関等を検討するなど活かしてまいります。 また、ご意見と同様の考えに立ち、重点目標14の項目「配偶者暴力相談支援センターを中心とした連携強化」に配偶者暴力相談支援センターを中心として、被害者の保護と自立支援のため、関係機関が相互に連携を図るよう努めると記載しています。(P43、P44)
11	市町村における支援体制の強化	◆市町村の理解と取組が重要な課題になると思うので、そのあたりに力点をおきながら、取組を素案に盛り込んでいただきたい。 ◆市町村にどのようにもっていくかをサポート、コーディネートするような職員がいて、かつ専門性を持っていればなお良いのではないか。そこから施策推進の連携体制にもっていきけるような職員が必要になってくると思う。 また、市町村がいろいろなかたちの関係団体を寄せながら、どのように具体的に市民の意識を高めていき、相談相手になれるような体制づくりを行っていくか。 専門的な部署がないので、配偶者暴力相談支援センターを活用するところまで持って行くサポート役ができる人材の育成を重要視していかなければ、下には染みないと思う。	ご意見と同様の考えに立ち、基本目標Ⅴ－重点目標15に新たに「市町村における支援体制の強化」を位置づけ、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター設置、手続きの一元化等に向けて、県として市町村への支援を推進していくと記載しています。 また、あわせて市町村担当者のDVへの理解を深め、資質向上を図るため、研修会や実務者会議等によるケース検討会議等を開催すると記載しています。(P45)